

一般競争入札の実施について

京都府立桃山高等学校長寿命化（大規模）改修工事仮設校舎賃貸借の賃貸借契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年6月9日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府立桃山高等学校長寿命化（大規模）改修工事仮設校舎賃貸借

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び特記仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和4年12月1日から令和7年8月31日まで

(4) 納入場所

〒612-0063 京都市伏見区桃山毛利長門東町 地内

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町

京都府教育庁管理部管理課

電話番号 (075) 414-5772

ファクシミリ番号 (075) 432-5985

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていない者

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校で、過去10箇年において、1,000平方メートル以上の延べ床面積を有する仮設校舎の建設又は賃貸に関する契約実績がない者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和4年6月9日（木）から令和4年6月16日（木）正午まで

イ 交付方法

（ア）原則、5の(1)のアの期間に京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

（イ）窓口交付を希望する場合は、5の(1)のアの期間の午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）（土曜・日曜・祝日及び正午から午後1時までを除く）の間に来庁すること。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

5の(1)のアに同じ

イ 提出場所

2に同じ

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午前9時から正午まで）の間に、持参により提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、「物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）」に定める競争入札参加資格者の資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付することにより、アからウまでの資料を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（いずれも、申請日時点で、発行日から3箇月以内のものに限る。）

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに機械及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 取引使用印鑑届

キ 4の(1)のエ及びオに該当しないことを説明できる書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

日本語とする。

また、金額については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「京都府立桃山高等学校長寿命化（大規模）改修工事仮設校舎賃貸借に係る一般競争入札参加資格者名簿」に登載される。

8 参加資格の有効期限

参加資格の有効期限は、6による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4（1）アに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、

また同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ク アからキまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和4年6月29日（水）午前10時
 - イ 場所
京都府庁旧本館会議室2-N
- (2) 入札方法
持参によることとし、郵送による入札は認めない
- (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
また、無効な入札をした者は、再入札に参加できない。

- ア 3 及び 4 に掲げる参加資格のない者
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者
- ウ 委任状を持参しない代理人
- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
- カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
- キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 その他

(1) その他の事項については、1 から 15 までに定めるもののほか、関係法令及び規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。